

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 平成4年7月及び同年8月

申立期間①について、私は、A市役所で国民年金保険料を納付する際、納め忘れがないか必ず確認して納付していた。

また、申立期間②について、私は、その当時、厚生年金保険被保険者の同月喪失の月は、国民年金保険料を納付しなければならないことを知らされておらず、平成18年に市役所及び社会保険事務所（当時）の窓口で抗議を行ったが、相手にされなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月頃から57年5月頃まで、A市でB店を経営しており、申立期間①前後の期間に住所等の変更も無く、生活状況に変化があったものとは認められない上、申立期間①の前後の期間については国民年金保険料を納付していることから、申立期間①の保険料のみ納付できない事情もうかがえない。

しかしながら、申立期間②については、平成9年12月5日に国民年金被保険者資格期間として追加されたものであり、当該期間当時は国民年金に未加入であった上、申立人が所持する国民年金保険料領収証書に当該期間の領収印が無いことから、当該期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人は、平成4年8月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同月中に同被保険者資格を喪失したため、制度上、同年8月の国民年金保険料を納付する必要があるところ、申立人は、当該月の国民年金保険料を納付しなけれ

ばならないことを知らず、保険料を納付していないとしている。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1896 (事案 1025 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から49年3月まで

私は、申立期間当時、A市においてB店を経営していた。そのB店の経理を私の妹が行っていた。その妹は、店の経理以外にもその店の各種の支払いもしてくれており、当時の経済状況を知っているため、私が納付していた申立期間に係る私の国民年金保険料について証言をしてくれるはずである。

申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和45年7月から49年3月までの申立期間であったところ、i) 申立人は、申立期間について3か月ごとに3,600円ぐらいの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料額とは大きく異なっていること、ii) 申立人が所持する国民年金手帳には、43年5月1日に被保険者資格を喪失し、47年11月16日に同資格を再取得したことが記録されており、申立期間のうち45年7月から47年10月までの期間は、納付書が発行されることはなく、納付書により保険料を納付する機会は無かったものと考えられることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月26日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな根拠として、申立人の妹から当該期間の保険料の納付について証言が得られるので、再度申立てを行ったとしており、その妹から聴取したところ、「姉は、仕事熱心で真面目であり、B店の各種支払い等についても、^{きちょうめん}几帳面で滞ることはなく支払っていた。申立期間当時、姉は経済的に安定していたので保険料は納付できたと思う。」と述べている。

また、本来、申立人の国民年金被保険者資格の再取得日は、昭和45年7月1日であるところ、47年11月16日に同被保険者資格を再取得したことになることから、申立人の、「引っ越しをした昭和47年11月頃、国民年金の再加入手続をした。」とする説明に不自然さはなく、その時点から国民年金保険料の納付書が交付され、保険料を納付することが可能であったと考えられる上、上述の妹の証言にもあるように、真面目で几帳面で経済的にも安定していたと思われる申立人が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料額について、申立人は明確な記憶はないが、当委員会の口頭意見陳述で、「申立期間の保険料は3か月ごとに納付していたが、納付が遅れて2期分を納付したこともあった。」と述べており、申立期間のうち、昭和47年11月から48年12月までの期間の2期分の保険料は3,300円であり申立人の主張していた申立期間の保険料額3,600円とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1897

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの期間及び61年4月から62年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで

私は、結婚を契機に国民年金に加入し、私と私の夫の国民年金保険料については、自宅に自営業の売上代金を集金に来ていた金融機関の担当者に保険料を渡し、納付してもらっていた。

「国民年金納付状況書」が送付されてきて、私の納付記録は、申立期間①の保険料は免除期間となっていることを知り、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、当該期間のほかに、申立期間②の保険料の納付も確認できないとのことであった。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、私の夫は納付済期間であるのに、私のみが申立期間①については免除、申立期間②については未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月頃、国民年金に加入し、申立期間を除く同年4月から60歳到達月の前月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の夫は、申立期間も含めて、国民年金加入期間の保険料に未納期間は無く、婚姻後、申立人に国民年金の加入を勧めたとのことから、その夫も保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間①当時、申立人は、その夫と共に、A社から役員報酬を得ていたことが、同社の決算書（勘定科目内訳書）により確認でき、申立人とそ

の夫の世帯収入では、国民年金保険料の免除の承認は難しいと推認される上、その夫は申立期間①の保険料を前納していることから、申立人のみ当該期間が申請免除期間とされていることは不自然であり、その夫と同様に保険料を納付していたものと推認される。

加えて、申立期間②についても、申立人の夫は前納により国民年金保険料を納付しており、納付意識の高かった申立人及びその夫が、申立人の保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1898

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年3月まで

私が婚姻する前の国民年金保険料の納付は、全て私の母親が行ってくれていた所以我は関与していない。しかし、申立期間の国民年金保険料を私の母親が納付してくれていたはずなので、申立期間が保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、i) 昭和44年7月3日に還付決定された申立人の過誤納国民年金保険料は、申立人が国民年金に再加入した45年5月から46年5月までの保険料に充当され、不足額「350円」が生じたこと、ii) 過誤納保険料のうち43年4月から同年9月までの保険料の納付記録については、A社会保険事務所（当時）が46年6月に確認していること、iii) 申立人の45年5月1日の国民年金再加入は、46年10月1日にB市から同社会保険事務所へ進達されていることが確認できることから、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、同社会保険事務所発行の不足額納付書は、申立人へ46年6月から同年10月の間に交付されたものと推認でき、申立人が厚生年金保険被保険者であった期間を含め国民年金保険料を納付していた申立人の母親が、申立期間に係る申立人の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1899

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私の夫が昭和49年4月頃に、夫婦二人分の国民年金加入手続を行ってくれ、保険料については、夫は一括で納付し、私は毎月定期的に納付していたと記憶している。

送られてきた国民年金保険料の納付書と一緒に、いつも必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、毎月定期的に納付していたとしているところ、オンライン記録により、納付年月日が確認できる昭和61年4月以降、毎月定期的に保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の主張には^{しんぴようせい}信憑性がうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和51年1月頃にA市で夫婦連番で払い出されたものと推定されることから、その時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、納付意識の高かった申立人が申立期間の過年度保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私は、A町（現在は、B町）役場の担当者から勧められ、夫と一緒に国民年金制度の発足時に国民年金に加入した。申立期間当時、町内会のC納税貯蓄組合に加入していたので、同組合の班長の集金により私の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間である。

また、申立人は国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達月の前月までの国民年金の加入期間中、申立期間及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日に起因する45年12月の1か月を除き国民年金保険料の未納が無いとともに、厚生年金保険との切替手続きをおおむね適切に行っている。

さらに、申立人は、A町内のC納税貯蓄組合に加入し、毎月、集金に来る同組合の班長に自身と夫の二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の夫について、昭和36年4月から60歳到達月の前月である57年*月までの国民年金加入期間の保険料が全て納付済みとされていることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人は、昭和48年12月26日付けで健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、健康保険を任意継続していないことが確認でき、申立人は、退職後、国民健康保険に加入したものと考えられるところ、B町では、「申立期間当時のA町では、国民年金と国民健康保険の窓口が隣接しており、国民健康保険の加

入があれば連動して国民年金の加入の処理を行い、その処理を納税貯蓄組合の台帳に反映させて国民年金保険料の集金を行っていた。」としていることから、申立期間の保険料が集金されていた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 3403～3427（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社から支給された申立期間の賞与（精勤奨励金）に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、年金事務所に対し賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された精勤奨励金支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保

険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 25 件 (別添一覧表参照)

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
3403	女		昭和55年生		平成18年9月25日	15万円
3404	女		昭和49年生		平成18年8月25日	15万円
					平成19年2月23日	15万円
3405	女		昭和55年生		平成18年7月25日	15万円
					平成19年1月25日	15万円
3406	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3407	女		昭和46年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3408	女		昭和55年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3409	女		昭和56年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3410	女		昭和56年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3411	女		昭和56年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3412	女		昭和55年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3413	女		昭和54年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3414	女		昭和54年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
3415	女		昭和54年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3416	女		昭和54年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3417	女		昭和53年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3418	女		昭和53年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3419	女		昭和48年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3420	女		昭和59年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3421	女		昭和58年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3422	女		昭和55年生		平成18年9月25日	15万円
3423	女		昭和54年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3424	女		昭和53年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3425	女		昭和53年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3426	女		昭和52年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円
3427	女		昭和55年生		平成18年9月25日	15万円
					平成19年3月23日	15万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和30年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年1月1日まで

昭和28年4月にA社本店に入社し、その後、同社のB事業所に異動となったが、厚生年金保険の加入記録は、同社本店では30年12月1日まで、同社B事業所では31年1月1日からとなっており、加入記録が1か月間欠落している。

A社には途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職歴情報、同社の本店及びB事業所に係る被保険者名簿並びにA社健康保険組合から提出された被保険者情報の記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和30年12月1日にA社本店から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和31年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当社保存のB事業所に係る被保険者名簿によると、

申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和30年12月1日と記載されているものの、実際に社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者資格届の控えではないことから、同日を資格取得日として同事務所に届け出たということまでは確認することができないため、不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日、申立期間②の同資格取得日に係る記録を42年6月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額をそれぞれ4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月25日から同年11月1日まで
② 昭和42年6月1日から同年9月20日まで

昭和32年4月1日にA社に入社し、48年2月に退職するまで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間①は、昭和40年11月1日付けでA社が経営するC事業所からD事業所に転勤した時期であり、申立期間②は、42年6月1日付けで同事業所からE事業所に異動した時期であった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の詳細な供述及び複数の同僚が、「申立人は継続して勤務しており、C事業所からD事業所のF職として異動した。」との供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の表紙においてF職として記載されている同僚に照会したところ、「申立人は、私の後任のF職として昭和40年11月1日にD事業所に異動してきた。申立人の異動と同時に、私は別の事業所に異動したので、はっきりと覚えている。」と供述して

いるところ、オンライン記録によると、この同僚のD事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日及びその後のA社関連事業所における同資格取得日は、昭和40年11月1日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社及びD事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚に照会したところ、申立期間①と年月日は異なるものの、申立人と同様にC事業所からD事業所に異動した同僚から、自身の転勤挨拶状及び給与明細書の写しが提出され、これによると異動した月においても継続して厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人の「E事業所を昭和42年9月にオープンさせる準備のために、同年6月1日付けで異動した。」との当時の状況についての詳細な供述、複数の同僚が、「申立人は、E事業所の初代F職であった。異動の多い事業所であったが、申立人は継続して勤務していた。」との供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人からE事業所のG職として名前が挙げられた同僚及び後任のF職として名前が挙げられた同僚にそれぞれ照会したところ、二人は共に、「申立人は、E事業所の初代F職であった。同事業所に配属された職員の給与事務及び社会保険事務は本社において行っていた。」と供述していることから、この二人の同僚のオンライン記録を確認したところ、同事業所に勤務していたとする期間は、A社において厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に他の事業所に異動した前述の同僚から提出された転勤挨拶状及び給与明細書の写しによると、異動した月においても継続して厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和42年9月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年4月22日まで

申立期間は、A社に勤務し、26万円の標準報酬月額に対応する厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間の標準報酬月額が22万円になっている。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、22万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が昭和36年4月1日、同資格喪失日が38年4月1日とされ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間については、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月15日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無いが、A社に昭和36年4月1日に入社以来、各支店への転勤、異動はあるものの、平成14年8月に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が昭和36年4月1日、同資格喪失日が38年4月1日とされ、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が提出した申立人に係る人事記録、申立人と同時期に同社の他の支店から同社B支店に異動となった者の厚生年金保険被保険者記録及び申立期間当時に同社本社及び同社B支店において厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録により確認できる複数の者の供述により、申立

人は、同社に昭和 36 年 4 月 1 日から継続して勤務し（昭和 38 年 3 月 15 日に A 社本社から同社 B 支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 38 年 4 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の担当者の連絡ミスによるものであることを認めている上、A 社が保管する当時の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格取得年月日訂正届によると、当初、昭和 38 年 3 月 15 日と届け出た同社 B 支店における資格取得日を同年 4 月 1 日に訂正したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月1日から同年2月1日まで

昭和44年1月20日から56年1月31日までA社に正社員として勤務し、B業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚二人に照会したところ、いずれも、「申立人が退社するまで、雇用形態や仕事の内容に変化はなかった。」と供述している。

さらに、前述の同僚二人、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、生存及び所在が確認できた者二人に照会したところ、いずれも、自身が記憶する退社時期と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は合致しており、ほかに当時、当該事業所において、継続して勤務していたにもかかわらず同保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月5日

平成16年7月5日にA社から役員賞与の支払いを受けたが、同社では、社会保険事務所(当時)に対する賞与支払届の提出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年度役員賞与明細書により、申立人は、平成16年7月5日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年3月まで

私の元夫が会社を退職し自営業を始めた昭和41年1月頃、私は、自宅に来てくれたA市の国民年金推進員に依頼して、私と私の元夫の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私又は私の元夫が自宅又は事務所で、女性の国民年金推進員に二人分を一緒に納めたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月頃、申立人及び申立人の元夫の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人又はその元夫が、A市の国民年金推進員に二人分を一緒に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、63年1月頃に払い出されたものと認められ、申立人の唯一所持する年金手帳の様式は、61年4月から使用が開始された様式であることから、申立人の国民年金の加入手続は、63年1月頃に行われたものと推認され、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人と一緒に国民年金に加入したとしている申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和42年5月頃に払い出されていることが確認できるものの、申立人には、その元夫と同時期に払い出された同手帳記号番号は見当たらず、一緒に加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から57年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から57年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、年金事務所は還付したとのことだが、私は還付を受けていない。

申立期間の国民年金保険料について還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人の所持する保険料の領収書、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、申立人は申立期間の保険料を納付していたことが確認できるが、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、制度上、当該期間は国民年金に加入することができず、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、同市の国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、昭和57年4月12日に同市が申立人から還付請求書を受領し、社会保険事務所（当時）に対し送達していることが確認でき、特殊台帳において同年5月24日に還付決定がなされたことが、還付金額や還付月数などと共に明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は無の上、ほかに申立期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶がないという以外に国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1903 (事案 859 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私の妻は、昭和49年7月、A病院B診療科の診察を受けた帰りにC市D区役所で国民年金の加入手続を行った。

その手続の時に、妻は私が国民年金に加入していないことを知り、私の分の加入手続も一緒に行ってくれた。

私はそれまで国民年金保険料を納付していなかったため、同区役所の職員は遡って保険料を納付することができると説明してくれたが、納付することが大変だったので、夫婦そろって加入した年度の昭和49年4月分からの保険料を納付することとし、納付書を作成してもらい納付したと、妻から聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月に夫婦連続番号で払い出されていることが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の妻も申立期間は未納である上、申立人は申立期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶はないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料として母子手帳と簡易保険保険料払込証明書を提出したが、当該資料は、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるものではなく、当委員会の当初の決定を変更すべき資料とは認められない上、申立人の保険料を納付したとす

るその妻に当時の状況について再度聴取したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1904 (事案 858 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和49年7月、A病院B診療科の診察を受けた帰りにC市D区役所で国民年金の加入手続を行った。

その手続の時に、私の夫が国民年金に加入していないことを知り、夫の分の加入手続も一緒に行った。

私の夫はそれまで国民年金保険料を納付していなかったため、同区役所の職員は遡って保険料を納付することができると説明してくれたが、納付することが大変だったので、夫婦そろって加入した年度の昭和49年4月分からの保険料を納付することとし、納付書を作成してもらい納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月に夫婦連続番号で払い出されていることが確認でき、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の夫も申立期間は未納である上、申立人は申立期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶はないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料として母子手帳と簡易保険保険料払込証明書を提出したが、当該資料は、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるものではなく、当委員会の当初の決定を変更すべき資料とは認められない上、申立人に当時の状況につ

いて再度聴取したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

申立期間について、私の母親又は周囲の人から、平成3年4月から学生も国民年金の強制加入被保険者となり国民年金保険料を納付しなければならぬと聞き、当時居住していたA市において国民年金に加入し、結構な金額を、母親から送金してもらい一括して納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査等により、平成5年3月頃に、B県C市において払い出されていることが確認できるとともに、A市には、申立人の国民年金に係る情報及び国民年金被保険者名簿が存在しないことから、これらは、A市において国民年金の加入を行ったとする申立人の主張と一致しない。

また、申立人は平成5年3月の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であるが、申立人から、当該期間の保険料納付に係る具体的な説明が得られないほか、オンライン記録により、申立期間の一部について、7年2月3日付けで、過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できることから、5年3月の時点で申立人が申立期間の保険料を一括して納付したものと考えることは難しい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年10月までの期間及び10年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年10月まで
② 平成10年4月から同年9月まで

私の両親は、私が平成14年4月に婚姻するに当たり、私の国民年金保険料について、それまでの全ての未納保険料を、13年11月から14年3月までの間に納付してくれた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が、平成13年11月から14年3月までの間に申立人の国民年金の未納保険料を全て納付してくれたとしているが、その時点では、申立期間①及び②の保険料は既に時効により納付することができないものである。

また、オンライン記録及びA市の電算記録により、申請免除期間であった平成8年11月から10年3月までの申立人の国民年金保険料、及び納付が可能であった過年度保険料の全てを12年11月20日に納付していることが確認できるが、その前後の期間である申立期間①及び②については、申請免除期間ではなかったことから、その時点においても時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

北海道国民年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から58年3月まで

私は、昭和56年12月頃に妻と同時に国民年金の加入手続を行い、その後、私又は私の妻がA銀行B支店(当時)の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月頃、申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、その妻の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査により、同年同月頃に払い出されていることが推認でき、申立人の妻はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

一方、申立人については、i) 昭和45年9月に国民年金の被保険者資格を新規で取得した後、54年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立人に係るC市の昭和54年度の被保険者名簿にも当該資格喪失日が最終の資格記録として記録されているところ、その翌年度の55年度から57年度までの申立人の同名簿が作成されておらず、次に作成された58年度の同名簿に初めて国民年金被保険者資格の再取得日が記録されており、申立人は、55年度から57年度までは国民年金の被保険者資格を有していなかったものと考えられること、ii) 申立人の妻の被保険者名簿は、その妻が国民年金の被保険者資格を取得した56年度から引き続き被保険者資格を有していた63年度までのものが全て作成されていること、iii) 申立人が国民年金の被保険者資格を再取得した後、保険料が納付済みとされているのが58年度以降であり、同年度の保険料が59年4月2日に一

括で納付されていることから、申立人は、国民年金の再加入手続を 58 年度に行ったものと考えられる。

また、申立人は、申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、C市の被保険者名簿により、夫婦の保険料納付日が一致するのは昭和 59 年度以降であり、それまでは全く別の日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 7 月頃まで

申立期間①はA社（後にB社に商号変更）、申立期間②はC社（現在は、D社）の子会社であったE社にそれぞれ勤務し、F業務に従事していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①当時、A社の従業員は私を含め全員で3人であった。」と供述しており、申立期間①当時は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられるところ、適用事業所名簿及びオンライン記録により、同社は、昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 58 年 12 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①当時、当該事業所において一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げているところ、このうち生存及び所在が確認できた一人に照会したものの回答が得られなかったことから、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以

下「被保険者原票」という。)を確認したが、当該同僚二人については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は無い。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が適用事業所となった昭和54年8月1日以降に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる3人に対し、申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、回答が得られた二人は共に、「申立人を知っているが、申立期間①において当該事業所に勤務していたかどうかは、私が入社した昭和54年8月より前のことなので分からない。」と供述している。

その上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②当時、E社の従業員は私を含め全員で3人であった。」と供述しており、申立期間②当時は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられるところ、適用事業所名簿及びオンライン記録により、同社は、昭和55年5月13日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、D社に照会したところ、同社では「E社の設立時の定款が残っており、申立人が発起人の一人として名前の記載があり、出資もしていた記録があった。申立人が同社と何らかのかかわりがあったものと思われるが、申立人が従業員として在籍していたという労働者名簿等の資料は無い。」と回答しており、申立人がE社の設立に関与していたことは確認できるものの、申立期間②において同社に勤務していたか否かについては確認できない。

加えて、申立人は、申立期間②当時、当該事業所において一緒に勤務した上司及び同僚二人の名前を挙げているところ、このうち生存及び所在が確認できた一人に照会したものの回答が得られなかったことから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない上、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該上司は申立期間②は親会社であるC社において厚生年金保険に加入しており、また、当該同僚二人は申立期間②後の当該事業所が同保険の適用事業所となった昭和55年5月13日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

その上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3435

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで
申立期間は、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 42 年 7 月 1 日から 43 年 5 月 31 日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、商業登記簿謄本によると、平成 22 年 3 月 31 日に解散している上、当時の事業主は既に死亡し、事務担当者も所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 6 月 1 日以降申立期間中に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 5 人のうち生存及び所在が確認できた二人に対し、申立人の当該事業所における勤務状況等について照会したところ、二人は共に、「申立人については、記憶になく、A社に勤務していたか分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない。

加えて、前述のとおり、昭和 43 年 6 月 1 日以降申立期間中に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は 5 人のみであり、被保険者原

票に申立人の名前が記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 頃 から 同年 10 月 1 日 まで
昭和 63 年 5 月 頃 から 平成 元年 3 月 末 まで A 社 B 支 社 (現 在 は 、 C 社 B 支 社) に 勤 務 し た が 、 申 立 期 間 に つ い て 厚 生 年 金 保 険 の 加 入 記 録 が 確 認 で き な い 。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社 B 支 社 か ら の 回 答 及 び 申 立 期 間 当 時 の 上 司 の 供 述 か ら 判 断 し て 、 申 立 人 は 、 申 立 期 間 の 一 部 を 含 む 昭 和 63 年 6 月 15 日 か ら 平 成 元 年 3 月 31 日 ま で の 期 間 に お い て 、 A 社 B 支 社 に D 業 務 員 と し て 勤 務 し て い た こ と が 認 め ら れ る 。

しかしながら、C 社 B 支社では、「申立人は、当社に昭和 63 年 6 月 15 日に入社したが、当時、D 業務未経験者には試用期間があった。」と回答しており、同社同支社から提出された厚生年金保険被保険者台帳 (写 し) に よ る と 、 申 立 人 は 、 入 社 日 で あ る 同 年 6 月 15 日 か ら 3 か 月 半 後 の 同 年 10 月 1 日 に 同 保 険 の 被 保 険 者 資 格 を 取 得 し 、 平 成 元 年 4 月 1 日 に 同 資 格 を 喪 失 し た 旨 記 載 さ れ て い る こ と が 確 認 で き 、 当 該 記 録 は オ ン ラ イ ン 記 録 と 一 致 し て い る 。

また、申立人が名前を挙げた上司は、「昭和 63 年に A 社 B 支社に申立人を紹介し、申立人は D 業務員として入社した。申立人は、D 業務未経験者であったので、E 資格を取得し F 省 (当 時) に 登 録 す る ま で は D 業 務 員 と し て の 活 動 が で き ず 、 試 用 期 間 (3 か 月 間) 後 に 社 員 と な り 厚 生 年 金 保 険 に 加 入 し た 。 私 も D 業 務 未 経 験 者 と し て 同 社 同 支 社 に 入 社 し た が 、 同 保 険 に は 試 用 期 間 (3 か 月 間) 後 に 加 入 し て い る 。 試 用 期 間 中 の 厚 生 年 金 保 険 料 は 控 除 さ れ て い な か っ た 。」 と 供 述 し て い る 。

さらに、オンライン記録により申立人と同時期に A 社 B 支社において厚生年

金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 11 人に、自身の入社時期と厚生年金保険の加入時期について照会し、5 人から回答が得られたところ、D 業務未経験者として同社同支社に入社したとする二人は、いずれも「研修及び E 資格の試験期間として 2 か月前後の試用期間があった。この期間は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料も控除されていなかった。」と供述しているほか、他の 3 人は、自身の入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致している旨供述しているものの、3 人共に、オンライン記録により当該事業所に勤務する以前に同業他社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、D 業務経験者であったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月中旬から同年 9 月 1 日まで

昭和 51 年 5 月中旬から A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に入社した経緯の明確な記憶及び同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 51 年 12 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、59 年 12 月 2 日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる関係資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者のうち、生存及び所在を確認できた 5 人に照会したところ、3 人から回答が得られ、そのうち一人は、「私は昭和 51 年 6 月から勤務した。申立人はそれ以前から勤務していたが、申立期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは不明である。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、事業所名は特定できないものの、取得日が昭和 51 年 9 月 1 日、離職日が同年 12 月 22 日の記録が確認でき、この記録は当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

なお、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、被保険者資格を 20 歳到達時に取得、昭和 51 年 9 月 1 日に喪失しており、申立期間は国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から29年1月7日まで
② 昭和31年9月1日から同年10月1日まで

申立期間①については、昭和28年4月まで勤務していたA社の社長から同年8月中旬に「忙しいので来てほしい。」と依頼され、同年9月1日から再度勤務することとなったが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は29年1月7日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A社の経営状態が悪くなかったため、友人にB社を紹介してもらい、昭和31年9月1日から勤務することとなったが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年10月1日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が再度、A社に勤務することとなった経緯に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人は、同社を一度退職した後に再度勤務したことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和35年12月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、C社として31年7月7日に設立し、49年10月1日に解散していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に事業主として記載されている閉鎖時の代表取締役は既に死亡していることから、申立期間当時にD業務を担当していたとして申立人から名前が挙げられた取締役に照会したところ、「昭和25年5月に店舗及び工場が火災になり全焼したので当時の資料は残っておらず、申立人の勤務期間、厚生年金保険

の適用状況及び同保険料の控除状況については不明。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人から名前が挙げられた同僚3人及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人の合計7人に照会し4人から回答を得られたところ、一人が「申立人が一度退職した後に、再度入社したことは覚えているが、再入社については覚えていない。」と供述しており、ほかの3人は「申立人と一緒に勤務したことは覚えているが、申立人の勤務期間については不明。」と供述していることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和27年4月1日に被保険者資格取得、28年4月25日に同資格喪失した後に、再度、29年1月7日に同資格取得、31年9月1日に同資格喪失したことが記載されており、当該記録に訂正等の不自然さはない。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が転職した経緯に関する具体的な供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和42年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は所在不明であることから申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人から名前が挙げられた同僚のうち生存及び所在が確認できた2人及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる3人の合計5人に照会し全員から回答を得られたところ、申立人のことを記憶している4人全員が、「申立人が勤務していたことは覚えているが、入社年月については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できた前述の5人を含む13人に自身の入社年月について照会し9人から回答を得られたところ、自身が記憶する入社年月とオンライン記録により確認できる当該事業所に係る同資格取得年月が一致している者は二人いるものの、残る7人については自身が記憶する入社年月よりも2か月から27か月後に同保険の資格を取得していることが確認できる。このこと

から判断すると、当該事業所における厚生年金保険の適用については従業員ごとに異なる取扱いをしていたことが考えられるところ、いずれの同僚からも、申立人が申立期間②において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 両申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は 4 万 8,000 円とされているが、申立期間は A 社（現在は、B 社）から C 社（現在は、D 社）に出向していた期間の一部に係るものであり、その前後の期間と比べて低い金額で記録されている上、当時実際に支給されていた給与額とも異なっていると思うので、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 4 万 8,000 円と記録されているが、当時の給与額よりも低い額となっている。」と申し立てている。

しかしながら、B 社に照会したところ、「申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、当時の状況は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における給与の支払状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額については、記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致していることが確認できるとともに、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、B 社が保管する人事記録により、申立期間当時の申立人の本給が増額されていること（昭和 39 年 4 月 1 日：2 万 2,300 円、40 年 4 月 1 日：2 万 4,000 円、41 年 4 月 1 日：3 万 300 円、42 年 4 月 1 日：3 万 4,900 円）が確認できるものの、標準報酬月額は、通常、毎年 5 月から 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた給与の総額（本給及び残業手当等を含む。）を 3 月で除した

額に基づき決定されるものであり、また、申立人が「A社で勤務していた期間の残業手当の額は、C社に出向する直前の頃から減少していた時期があったかもしれない。」と述べていることを踏まえると、本給が増額されても残業手当が減少したことにより給与の総額が減少していれば、申立期間に係る標準報酬月額が定時決定において減額されても不自然ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

A社B工場（現在は、C社D工場B事業所）における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。

しかし、申立期間において、A社B工場のE作業場で1日8時間勤務していたことは間違いなく、一緒に入社した同僚の名前を覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日は特定できないものの、申立人は申立期間当時、A社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社D工場B事業所は、「申立人に係る人事記録及び厚生年金保険の届出書等の書類を保存していないことから、在籍状況及び厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、一緒に入社した同僚の名前を記憶しており、昭和 38 年 4 月から同年 12 月頃まで勤務していたと主張しているものの、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、「昭和 38 年秋頃、申立人と一緒にA社B工場に入社したことを記憶している。」と供述しているところ、オンライン記録によると、同人は、同年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に、別の事業所において厚生年金保険の加入記録があることが確認できることを踏まえると、申立人の入社時期は同年 10 月 1 日以降であると考えられる。

さらに、オンライン記録により、申立期間においてA社B工場で厚生年金保

険の被保険者記録が確認でき、生存及び連絡先が確認できた17人に照会したところ、申立人が配属されたとしている同社同工場のE作業場に勤務していたとする同僚二人は、「入社してから3か月間は試用期間であった。」と供述し、このうち一人は、「試用期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間について、厚生年金保険に加入したため国民年金の未加入期間であると主張しているものの、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間は国民年金に加入し同保険料を納付済みであることが確認できる上、国民年金に加入していない期間は、申立期間とは異なる昭和40年5月28日から同年12月1日までの期間であることが確認できる。

その上、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで

申立期間は、A社B支店に勤務し、C事業所でD作業員をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書には保険料等が記載されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が提出した人事履歴によると、申立人は、昭和33年3月31日にB職員養成所を修了後、同年4月1日に試用員を命ぜられ、同年6月1日に職員となったことが確認できる。

また、申立人は、昭和30年5月1日から臨時雇用員として勤務していたと申し立てているが、E社は、「当時の臨時雇用員及び試用員には、A社職員に適用された共済組合員資格が付与されていなかった。臨時雇用員及び試用員に対し、厚生年金保険等への加入を勧めるようにとのことから、昭和38年9月7日付けA社報により、その取組みがなされ、A社が厚生年金保険加入のための厚生年金保険適用事業所になったのは、同年10月1日以降であることから、申立期間の厚生年金保険加入はあり得ないと考え。」と回答しているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店は、38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた3人の名前を挙げているが、このうち一人は姓のみの記憶であるため本人を特定することができない上、他の二人は既に死亡していることから、申立人の申立てに係る事実を確認することはできないものの、申立期間当時の年金記録を確認したところ、このうち一人は昭

和 31 年 7 月 1 日に A 社共済組合に加入しているが、それ以前は厚生年金保険の加入記録は無く、別の一人も申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立人は、他の班で勤務していたとする 3 人の名前を挙げているが、このうち一人は、姓のみの記憶であるため本人を特定することができない上、別の二人の年金記録を確認したところ、二人は共に、申立人と同日の昭和 33 年 6 月 1 日に A 社共済組合に加入しており、このうち生存及び所在が確認できた一人に照会したものの、「申立人を知っているが、申立人がいつから勤務していたのかは分からない。私は昭和 33 年 4 月から試用員、同年 6 月から正職員として勤務している。」と述べていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の事実について確認できる供述を得ることはできない。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 43 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に正社員の C 職として勤務していたが、在職中に給与支給額が減額した記憶はないにもかかわらず、年金記録によると、それぞれ転勤した直後の申立期間①、②及び③において標準報酬月額が引き下げられている。C 職であったが成績給ではなく、手当等の額にも大きな変化はなかった。

各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B 社が保管する申立人の人事カードによると、申立人の昭和 45 年 4 月 1 日現在の本給額（3 万 5,300 円）に見合う標準報酬月額（3 万 6,000 円）及び 47 年 4 月 1 日現在の本給額（5 万 3,400 円）に見合う標準報酬月額（5 万 2,000 円）は、それぞれオンライン記録で確認できる申立期間①の標準報酬月額（2 万 8,000 円）、申立期間②の標準報酬月額（4 万 8,000 円）よりも高額である。

しかしながら、B 社に照会したところ、「当時も現在も、昇給基準日は 4 月 1 日であるが、昇給分の給与については、支給月である 6 月に 4 月まで遡って支給していた。このため、申立人のような 4 月異動者については、異動先において厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する際には昇給後の本給額が未定であることから、従前の本給額に基づいて報酬月額を算出していた。また、異動先では残業手当の支給実績が無いことから、これを報酬月額に含めていないため、結果として従前より標準報酬月額が引き下げられたも

のと考えられる。また、昇給後の本給額の標準報酬月額への反映については、同金額が確定した以降の6月から8月までの残業手当を含む給与額に基づいて厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出し、9月から標準報酬月額が引き上げられていた。なお、当時の賃金台帳等は廃棄済みである。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

- 2 申立期間①については、申立人がA社D営業所において勤務していたと供述する同僚6人のうち、オンライン記録により、生存及び所在が確認できた者3人に照会したものの、いずれも、「当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も保管していない。」と供述している。

また、A社本社、同社支社、同社営業所又は同社出張所（以下「本社、支社等」という。）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者名簿等」という。）によると、申立人と同様に昭和45年4月1日に本社、支社等において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで同社D営業所において同保険の被保険者資格を取得している者は確認できないことから、前年の44年4月1日に同社E出張所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで同社D営業所において同保険の被保険者資格を取得するとともに、同年4月1日の資格取得時において従前の標準報酬等級から4等級引き下げられた後、同年9月の随時改定において6等級引き上げられたことが確認できる者一人に照会したところ、「昭和44年4月1日の異動は転勤であったが、当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も残っていない。」と供述しており、ほかに同社同営業所における転勤異動者が、被保険者名簿等で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間②については、申立人がA社F支社において勤務していたと供述する同僚4人のうち前任者であったとする者は、本社、支社等に係る被保険者名簿等によれば、申立期間②の前年である昭和46年4月1日に同社G支社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで同社F支社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同年4月1日の資格取得時において従前の標準報酬等級から2等級引き下げられた後、同年9月の随時改定において5等級引き上げられたことが確認できるが、同人に照会したところ、「昭和46年4月1日の異動は転勤であったが、当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も保管していない。」と供述している。

また、当該同僚4人のうち申立人が自身と同時期にA社F支社に転勤してきたと供述する者については、本社、支社等に係る被保険者名簿等によれば、昭和47年4月1日に同社E出張所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで同社F支社において同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、同年4月1日の資格取得時において従前の標準報酬等級

から6等級引き下げられた後、同年9月の随時改定において7等級引き上げられたことが確認できるが、同人は既に死亡しているため、申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料の源泉控除額について確認することができない。

さらに、当該同僚4人のうち他の2人に照会したところ、回答が得られた一人は、「当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も残っていない。」と供述している。

加えて、本社、支社等に係る被保険者名簿等により、昭和47年4月1日に本社、支社等において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付でA社F支社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同年4月1日の資格取得時において従前の標準報酬等級から1等級引き下げられた後、同年9月の随時改定において4等級から6等級引き上げられたことが確認できる者二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「昭和47年4月1日の異動は転勤であったが、当時の給与額を記憶しておらず、明細書等も残っていない。」と供述しており、ほかに同社同支社における転勤異動者が、被保険者名簿等で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 申立期間③については、B社が保管する申立人の人事カードによると、申立人の昭和54年4月1日現在の本給額(13万6,500円)に見合う標準報酬月額(13万4,000円)は、オンライン記録で確認できる申立期間③の標準報酬月額(14万2,000円)より低額であることが確認できる。

また、申立人がA社H支社において勤務していたと供述する同僚6人のうち、オンライン記録により、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も残っていない。」と供述している。

さらに、本社、支社等に係る被保険者名簿等により、昭和54年4月1日にA社各支社(営業所及び出張所等を含む。)において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付で同社本社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社本社における資格取得時の標準報酬月額が従前よりも引き下げられたことが確認できる者14人のうち、オンライン記録により、生存及び所在が確認できた者12人に照会したところ、回答が得られた11人のうち1人は、「私自身の標準報酬月額も転勤後に引き下げられている。保管している昭和54年4月1日付けの給与決定通知書に記載された本給及び各種手当の合計額と標準報酬月額とを比較すると、標準報酬月額の方が低額であるが、当該通知書に記載された金額は、春闘後に決定されたものが4月に遡及して支給されたものであり、当該通知書自体も、同年4月に受け取ったものではなく、数か月遅れて受け取ったものである。」と供述

しており、他の一人は、「私も転勤後に標準報酬月額が引き下げられており、確かに基本給の減額は考えられないが、資格取得時の報酬月額を算定する際、残業手当については実績が無いことから正しく算入できないため、結果として標準報酬月額が引き下げられたのだと思う。」と供述しているほか、別の一人は、「当時の昇給月は4月であったが、昇給金額は団体交渉が妥結する5月末頃まで決まらなかったため、昇給分が実際に支給されたのは6月か7月であり、4月に支給されたことは一度もない。私は組合活動をしていたので、これは間違いない。」と供述しており、いずれも上述の事業所の回答を裏付ける供述を行っている一方で、他の8人は、いずれも「当時の給与額を記憶しておらず、明細書等も残っていない。」と供述しており、ほかに同社の本社又はH支社における転勤異動者が、被保険者名簿等で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 5 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 5 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 31 日まで
③ 昭和 50 年 10 月 31 日から 52 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 7 月 31 日まで

昭和 49 年 1 月から 54 年 7 月末まで A 社に継続して勤務し、B 業務に従事していたが、申立期間①及び③について厚生年金保険の加入記録が確認できない。49 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 31 日までは、C 社（現在は、D 社）で厚生年金保険に加入したことになっているが、同社には勤務したことがない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②においては 15 万円の給与を、申立期間④においては 26 万円の給与をそれぞれ支給されていたにもかかわらず、年金記録における標準報酬月額は、それぞれ 11 万 8,000 円及び 13 万 4,000 円、17 万円と記録されており、申立期間④については、当時の事業主が社会保険事務所（当時）と相談の上、標準報酬月額を遡って引き下げたことを証言してくれる。

申立期間②及び④の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D 社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済み

であり、A社の代表取締役でもあった当時のC社の代表取締役も、現在事情を聴けない状態であるため、当時の状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人がA社で一緒に勤務したと供述する同僚6人のうち、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は、自身の入社時期について、それぞれ昭和49年8月、50年4月と供述しており、申立期間①においては同社に勤務していなかったと供述している上、いずれも「申立人の入社時期については分からない。」と供述している。

一方、当該回答者3人のうち他の1人は、商業登記簿謄本の記録により、昭和49年4月3日から50年2月28日まではA社の取締役であり、同年10月7日からは同社の代表取締役となったことが確認できる者（以下「代表取締役となった同僚」という。）であるところ、同人は、「申立人は昭和49年1月からA社に勤務していた。」と供述しているが、i) 商業登記簿謄本の記録によれば、同社が設立されたのは49年4月3日であることが確認できること、ii) 当該回答者3人のうち別の1人が「A社の事業開始は、昭和49年4月であった。」と供述していること、iii) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①前後に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者17人に照会したところ、回答が得られた11人のうちA社の事業開始時期について供述が得られた者二人は、いずれも、「A社の事業開始は昭和49年4月であった。」と供述している上、このうち一人は、申立人が同社の事業開始当初から一緒に勤務していたと供述する者であること、iv) 前記iii) の回答者11人のうち、A社に勤務したと供述する者5人についても、申立期間①において同社に勤務していたと供述する者はいないことを踏まえると、代表取締役となった同僚の供述は不自然であり、ほかに申立人が申立期間①において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年4月1日であり、申立期間①においては同保険の適用事業所であった形跡が無いところ、前述のとおり、C社に係る被保険者原票により、申立期間①後に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が「A社に勤務していた。」と供述していることを踏まえると、当時、A社に勤務する者をC社において同保険に加入させる取扱いがあったことはうかがわれるが、この一方で、申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち、代表取締役となった同僚を除く5人は、いずれも、申立期間①についてはC社においても同保険の被保険者であった形跡が無い

ほか、同社に係る被保険者原票により、申立期間①において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた4人は、いずれも「私はC社に勤務しており、A社には勤務したことがない。A社という名前を聞いたことがある程度で、申立人についても知らない。」と回答しており、申立期間①においてA社に勤務しながらC社において同保険に加入していた者を確認することはできなかった。

加えて、代表取締役となった同僚は、「申立期間①については、当時の代表取締役が、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しながら、怠慢により同保険料を社会保険事務所に納付していなかったのではないか。」と供述しているが、D社の現在の代表取締役に照会したところ、「A社の当時の代表取締役は私の父であるが、厚生年金保険の加入期間をごまかして届け出たり、加入させていないのに保険料を給与から控除するようなことをする人物ではなかった。」と回答しており、ほかに代表取締役となった同僚の供述を裏付ける事情は見当たらない。

その上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和49年4月1日であることが確認でき、これは厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、商業登記簿謄本の記録により、申立人が昭和50年10月7日にA社の取締役に就任したことが確認できること、及び申立人が同社と一緒に勤務したと供述する同僚6人のうち代表取締役となった同僚が、「申立人は申立期間③において継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間③において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述のとおり、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年4月1日であり、申立期間③においても同保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、当該同僚6人のうち、C社及びA社の被保険者原票により、申立期間③前後に両社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は代表取締役となった同僚を含む二人であるところ、これらの者は、いずれも、申立期間③において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該6人のほか、申立人が「A社の開業当初からのE職であり、申立期間③の給与明細書を作成していた可能性がある。」と供述する者3人についても、このうち一人は両社において同保険の被保険者であった形跡が無い上、個人を特定することができないほか、他の二人はいずれも申立期間③において同保険の被保険者であった形跡が無く、このうち一人は「私は昭和50年7月

にC社を退社しており、申立期間③においては同社及びA社のいずれにも勤務していなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る被保険者原票により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「入社時期は記憶していないが、昭和52年4月1日以前から勤務していたような気がする。」と供述している一方で、同人は同日以前に厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人から同日以前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、他の二人は、「申立期間③においては勤務していなかった。」と供述しており、ほかに申立期間③においてA社に勤務する者をC社において同保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、代表取締役となった同僚は、「私がA社の代表取締役となったのは昭和52年4月からであるため、申立期間③における厚生年金保険の取扱いについては、直接関与しておらず不明であるが、当時の代表取締役が申立人の給与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に納付していなかったのだと思う。」と供述しているが、商業登記簿謄本の記録によれば、同人がA社の代表取締役となったのは昭和50年10月7日であり、申立期間③においては同人が同社の代表取締役であったことが確認できる一方で、上述のとおり、同人も申立期間③において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、オンライン記録によれば、同人は申立期間③のうち50年11月1日から52年4月1日までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることを踏まえると、同人の供述は不自然である。

一方、D社の現在の代表取締役に照会したところ、「A社は父である当時のC社の代表取締役が設立した会社であったが、設立後あまりたたないうちに取締役であった者が同社を引き継いで独立したため、以後、C社は、A社の経営に関与していない。」と供述しているところ、代表取締役となった同僚がA社の代表取締役となった時点（昭和50年10月7日）は、申立人がC社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点（昭和50年10月31日）とほぼ合致する。

その上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のC社における離職日は昭和50年10月31日、A社における資格取得日は52年4月1日であることが確認でき、これは厚生年金保険の被保険者資格得喪日と合致する。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保

除料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間②については、D社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであり、A社の代表取締役でもあった当時のC社の代表取締役も、現在事情を聴けない状態であるため、当時の状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料の源泉控除額について確認することはできなかった。

また、C社に係る被保険者原票によれば、申立人がA社と一緒に勤務したと供述する同僚6人のうち、代表取締役となった同僚を除く5人の申立期間②における標準報酬月額が7万2,000円から11万円であることが確認できるほか、同原票により、申立期間②においてC社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者17人のうち、A社に勤務したと供述する者5人の申立期間②における標準報酬月額も5万2,000円から10万4,000円であることが確認できる上、商業登記簿謄本の記録により、申立期間②において同社の役員であったことが確認できる者4人の当該期間における標準報酬月額も、代表取締役（C社の代表取締役でもあった者）が17万円であるのを除き、他の3人はいずれも11万円又は11万8,000円であることが確認でき、このうち代表取締役となった同僚も11万円と申立人より低額であることを踏まえると、申立人の申立期間②における標準報酬月額（11万8,000円及び13万4,000円）が特に低額であったとは認められない。

さらに、当該同僚5人のうち生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「当時支給されていた給与額と標準報酬月額はほぼ合致している。」と供述しているほか、A社に勤務したと供述する前述の被保険者5人のうち当時の給与額について供述が得られた4人も同様に供述しており、ほかに申立期間②において、被保険者原票で確認できる標準報酬月額よりも高額報酬が支払われ、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料が源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、代表取締役となった同僚は、「申立人は申立期間②において15万円の給与を支給され、この金額に見合う厚生年金保険料を源泉控除されていたが、当時の代表取締役が、社会保険事務所に正しい届出を行わず、保険料を減額して納付していたのだと思う。」と供述しているが、D社の現在の代表取締役に照会したところ、「A社の当時の代表取締役は報酬月額をごまかして届け出るようなことをする人物ではなかった。」と回答しており、ほかに代表取締役となった同僚の供述を裏付ける事情は見当たらない。

- 5 申立期間④については、代表取締役となった同僚に照会したところ、「申立人は申立期間④において26万円の給与を支給され、この金額に見合う厚生年金保険料を源泉控除されていたが、当時は経営が苦しかったため、はっ

きりとは記憶していないものの昭和 54 年 8 月頃に、社会保険事務所と相談して申立人の厚生年金保険料を減額して納付した。」と供述しているものの、A社に係る申立人の被保険者原票によると、昭和 52 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得してから 54 年 7 月 31 日に同資格を喪失するまで申立人の標準報酬月額記録が訂正された形跡は無い。

また、申立人が A 社において一緒に勤務したと供述する 6 人のうち、同社に係る被保険者原票により、申立期間④において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人の申立期間④における標準報酬月額は、それぞれ 15 万円、16 万円であることが確認できる上、二人の被保険者原票においても、それぞれ被保険者資格を取得してから同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無く、ほかに代表取締役となった同僚の供述を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、当該同僚二人のうち代表取締役となった同僚を除く一人に照会したものの、回答は得られなかったほか、A社に係る被保険者原票により、申立期間④において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 5 人に照会したところ、回答が得られた 3 人は、いずれも「申立人の給与支給額については分からない。なお、私が当時支給されていた給与額と標準報酬月額の記録はほぼ合致している。」と供述しており、これらの者から申立人の申立期間④における給与支給額及び厚生年金保険料の源泉控除額について確認することはできなかった。

6 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から平成 7 年 12 月 31 日まで
昭和 60 年 12 月 1 日から平成 8 年 3 月 20 日まで A 社に B 職として勤務した。

申立期間においては、当該事業所から手取りで毎月約 40 万円程度の給与が支給されていたが、年金記録では、16 万円から 36 万円と低額となっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は平成 11 年 5 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は「当時の関係資料が無く、標準報酬の算出状況について不明である。」としているほか、当時の事務担当者に照会したが回答が得られないことから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、複数の同僚は、「B 職の給与には、主に固定給からなる第一給与と歩合給からなる第二給与があった。年金記録にある申立期間の私の標準報酬月額は、第一給与の金額に近いことから、当時、第一給与と第二給与の総額を標準報酬月額とするのではなく、固定給である第一給与のみを標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届けていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「昭和 60 年 12 月に入社し、それから 3 年後ぐらいに B 職長となり、固定給となった。B 職長の固定給は、37 万円から 38 万円ぐらいで、手取り 30 万円ぐらいであったことから、歩合給制の B 職よりも給与が低かった。このため、B 職長を辞めて、歩合給制の B 職に戻った。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、B 職長を務めていたとみら

れる平成2年8月から4年2月までの標準報酬月額が32万円から36万円であるのに対し、その前後の期間の標準報酬月額が17万円から18万円となっていることから、固定給が高額であったとする時期は報酬月額に見合った標準報酬月額となっていることが推認でき、上記の同僚の供述と符合する。

加えて、申立人と同じB職の同僚は、申立人と同じく、「標準報酬月額に係る年金記録は、実際に支給されていた報酬月額よりも低額となっている。」としているものの、この同僚が所持する平成7年分給与所得の源泉徴収票によると、同源泉徴収票に記載されている社会保険料等控除額から推認される厚生年金保険料控除額は、年金記録にある当該期間の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月15日から26年3月20日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和26年3月20日にA社B工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっているが、同社には復員後の21年6月15日から43年12月31日まで勤務しており、申立期間における加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社(当時は、A社)が発行した創業65周年・創立50周年記念誌から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿により、平成4年7月7日に登記が閉鎖されていることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、解散時の事業主は、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚として二人の名前を挙げているが、当該同僚はいずれも死亡していることが確認できるものの、上記の記念誌及びオンライン記録により、当該同僚二人のうち、復員後の再入社日が特定できない一人を除く他の一人については、A社の入社日から9か月を経過した後に同社における

厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、全員から回答が得られたものの、いずれも申立人の記憶がなく、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述が得られなかった。

加えて、厚生年金保険被保険者索引票により、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人がA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和26年3月20日に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、同社同工場に係る被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の加入記録が遡及して訂正されているなどの処理が行われた形跡も無い。

なお、事業所索引簿及びオンライン記録により、A社B工場と同様、同社の現場工場であった同社D工場が申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できることから、同社同工場に係る被保険者名簿を確認したものの、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3446（事案 1186 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 8 日から 37 年 3 月 1 日まで

申立期間においてA社B支社C事業所（現在は、D事業所）のE作業所にF作業員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該期間は健康保険の加入記録があるだけで、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申立てしたところ、年金記録の訂正が認められなかった。

しかし、年金記録確認第三者委員会から通知を受け取った後、申立期間当時の労働組合の役員から、「当時、非常勤職員を含めた全従業員を厚生年金保険に加入させる旨の労働協約等が締結されていた。」とする新たな供述が得られたので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支社は、「申立期間当時の関係資料は無い。」としており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) C事業所は、昭和 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、翌年の 30 年 11 月 1 日には、健康保険だけを適用できる任意包括適用事業所の適用も受けていることから、事業主は、同事業所の作業員の厚生年金保険の適用について、配属先、雇用形態及び身分等の何らかの基準により、作業員ごとに厚生年金保険及び健康保険に加入させる作業員と健康保険だけに加入させる作業員とに分けて判断していたものと推測されること、iii) 同事業所の任意包括適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「任包被保険者名簿」という。）から、申立期間を含む 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までの期間において、申立人と同じ期間雇用者とみられる者

166 人（申立人を含む。）が健康保険だけに加入し、厚生年金保険には加入していないことが確認できること、iv) 申立人が同事業所E作業所の同職種の同僚として名前を挙げた者5人のうち4人は、オンライン記録において申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できず、健康保険だけの加入となっている上、他の一人については、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、当該同僚の職種はG職であり、申立人の職種とは異なっていること、v) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に係る昭和36年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者10人に照会したところ、回答が得られた6人は、いずれも申立人とは異なる配属先の勤務であったとしており、申立人と同じ同事業所E作業所に勤務していたとする作業員が確認できない一方、同事業所の任包被保険者名簿において、36年度に健康保険だけの被保険者資格を取得していることが確認できる者10人に照会し、回答が得られた4人のうち2人は、申立人と同じ同事業所E作業所に勤務するF作業員であることが確認できること、vi) 同事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「第三者委員会からの通知を受け取った後、申立期間当時の労働組合の役員から、『当時は、非常勤職員を含む全従業員を厚生年金保険に加入させる旨の労働協約等が締結されていた。』とする新たな供述が得られたので、再度調査してほしい。」として当委員会に再申立てしている。

しかしながら、A社B支社は、「申立期間当時、事業所ごとに労働協約等を締結することは可能であったが、申立てに係る労働協約等が締結されていた事実を確認できる資料は無い。また、当時は、A社通知に基づき、H作業員以外の作業員については、採用の都度、各作業員に厚生年金保険に加入するか否かについて確認することとしていたことから、これら作業員を含む職員全員を雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に強制的に加入させる旨の労働協約等が締結されていたとは考え難い。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時のA社労働組合E事業所分会（当時）の役員として名前を挙げた者は、「当時、事業所は、採用した非常勤職員に対して健康保険だけに加入するのか、又は厚生年金保険にも加入するのかについて意思を確認していた。一方、労働組合では、非常勤職員を含む全従業員について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険を強制適用するよう事業所に申し入れを行うとともに、非常勤職員に対しては、健康保険だけの加入ではなく、できるだけ厚生年金保険にも加入するよう指導していたと記憶している。しかし、労働協約等の文書については、事業所と取り交わしていないと思う。」と回答して

いる上、A社労働組合 I 地方本部では、「申立てに係る労働協約等について確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立期間当時、C事業所が非常勤職員を含めた全職員について厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことを確認することができない。

さらに、C事業所に係る被保険者名簿、任包被保険者名簿及び同原票により、昭和 35 年度から 37 年度までの期間に被保険者記録があり、かつ同事業所に反復雇用されていることが確認できる者のうち、申立期間に係る 36 年度に厚生年金保険の加入記録が無い者が 22 人確認できるが、これら全員が、申立人と同様、同年度については健康保険だけに加入していることが確認できるところ、当該 22 人のうち、生存及び所在が確認できた者で当初申立て時において照会した者を除く 5 人に照会し、回答が得られた 3 人のうち 1 人は、「申立期間当時、私は厚生年金保険には加入せず、健康保険だけに加入していた。」と供述している上、他の二人からは、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、C事業所においては、申立期間当時、非常勤職員を含む全職員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたとは考え難いことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 26 日から 51 年 5 月 1 日まで

A社が昭和 50 年 10 月に倒産したので、B 地方裁判所に会社更生法の申請を行い、会社更生法の手続が廃止決定となるまで、C 業務を行っていた。その期間中に D 業務も担当していたが、事務所名の変更、厚生年金保険の被保険者資格喪失及び再取得手続きを行った記憶等はないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、商業登記簿謄本によると、昭和 55 年 6 月 * 日に裁判所の破産宣告を受けた後、平成 6 年 7 月 * 日に破産廃止決定が確定している上、当時の事業主及び財産管理人も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和 50 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、51 年 5 月 1 日付けで再度厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の前後で、A社において厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 4 人に照会したところ、3 人から回答が得られたが、そのうち二人は「申立期間中も A社の倒産に伴う C 業務に当たっていた。」と供述しているものの、そのうちの E 業務担当課長であった一人は「申立期間当時、社員は一斉に退職し、その間、私と申立人を含む数人の社員は、失業給付を受けながら C 業務をしていたので、厚生年金保険に加入しているはずはない。」と供述している。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において昭

和 49 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、50 年 10 月 25 日に離職しており、申立期間は失業給付を受けていることが確認できる上、再度 51 年 5 月 1 日に同社において同保険の資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致する。

その上、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで A 社 B 支店で C 部門の正社員として勤務していたが、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。47 年 * 月 * 日には長男が生まれ、勤務先から病院に行ったことを記憶しており、勤務していたのは間違いないので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述、複数の同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録から、勤務の最終時期は特定できないものの、申立人が申立期間において、A 社 B 支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の継承事業所である D 社は、「当時の人事記録等の資料が残っていないため詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間同時に A 社 B 支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 24 人のうち、申立人を含む 17 人が昭和 47 年 6 月 1 日に同社同支店において、厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、いずれの者も申立期間において同社における厚生年金保険の被保険者資格を再取得したものはいない。

さらに、上記 24 人のうち、申立人を除く生存及び所在が確認できた 15 人に照会し、10 人から回答が得られたものの、そのうちの 9 人が「E 地区の F 事業所に勤務していた。」と供述しており、当該 9 人全員が昭和 47 年 6 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、

他の一人はそれ以降も同被保険者資格が継続しているものの、「私は、G業務をしており、事業所のことは分からない。」と供述している。

加えて、上記9人のうち1人は、「H部門で新会社を設立するため、身分上は会社を移籍することになる。健康保険については国民健康保険に加入し、通院した場合の自己負担分は会社が負担する、と言われた記憶がある。」と供述しており、他の一人は、「厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは、所属する会社がH部門である事業所に移った者の社会保険の加入を止めたということだと思う。」と供述している。

その上、申立人の雇用保険の加入記録では、当該事業所を昭和47年10月20日に離職していることが確認できるところ、同年6月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者で雇用保険の加入記録が確認できた3人は、いずれも申立人と同様の記録となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 10 日から同年 11 月 20 日まで
② 昭和 44 年 11 月 20 日から 46 年 8 月 26 日まで

申立期間①については、A社にB職として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②については、C社に勤務したが厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D県E市に所在のA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本により確認できるA社の所在地はD県F市であるとともに、同社の住所の変更は確認できず、一方、オンライン記録に記録されている同名称のA社の所在地は、同県G市となっており、申立人が主張する事業所を特定できない。

また、申立人は、A社の事業主の姓のみ記憶しているところ、オンライン記録により、同名称のA社をはじめ、類似の名称の事業所においても、申立人が記憶する事業主の姓及び申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は、A社における同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、「C社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確

認できない。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和44年6月6日から同年9月2日まで、当該事業所において加入が確認できるところ、オンライン記録により、当該期間及び申立期間②において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた12人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、いずれの者も「申立人についての記憶はない。」と供述しており、申立人の当該期間及び申立期間②における勤務状況、厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和44年6月から同年9月までの期間及び申立期間②において申立人の氏名は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から同年9月1日まで
昭和52年4月1日にA社（現在は、B社）C支店から同社本店D部E課に異動しているが、年金記録では標準報酬月額が減額となっている。
異動時に昇格昇給もあり、給与の減額は考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年4月1日に、A社C支店から同社本店へ転勤した際、昇格昇給しているにもかかわらず、年金記録では、標準報酬月額が5か月間減額された記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当時の資料が無いので、申立内容に係る詳細な事実については不明。」と回答しており、申立人の申立ての事実に係る関連資料及び具体的な回答を得ることができなかった。

また、B社から提出された職員名簿によると、申立人は、当該異動によりF職から本店のG職へ異動したことが確認できるところ、同社は、「社員の転勤時に係る標準報酬月額の社会保険事務所（当時）への届出は、時間外勤務手当などの変動する手当を除いた報酬月額を届出しており、F職及び本店のG職は時間外勤務手当の支給対象者である。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該異動前のA社C支店において24万円であったものが、昭和52年4月1日の同社本店へ異動した際、22万円に減額され、同年9月1日の随時改定により26万円に増額されていることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、同年4月1日に異動により同社本店で厚生年金保険

被保険者資格を取得したことが確認できた者 31 人（申立人を含む。）のうち 17 人の標準報酬月額が減額となり、そのうち 13 人の標準報酬月額が同年 9 月 1 日に随時改定により増額していることが確認できるとともに、これら 13 人以外に 52 年の前後 5 年間に同社本店に異動した複数の者の標準報酬月額が同社本店への異動時に一旦減額され、その後、随時改定により増額されていることから、上記同社の回答と符合し、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の A 社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と合致しており、遡って訂正された形跡も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 27 日から 52 年 1 月 1 日まで

申立期間において、A町にあったB社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A町に所在するB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録及び事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、商業登記簿においても、A町において当該事業所は確認できない。

また、申立人は、B社における同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間とは異なる昭和 60 年 6 月 15 日から同年 12 月 3 日まで、C市に所在するB社で勤務していたことが確認できるところ、同社の事業主は、「申立人は確かに半年ぐらい当社で勤務していたが、当社は個人事業であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。